

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 …………… 福利・給与課 1頁

お 知 ら せ

平成27年7月10日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十四号

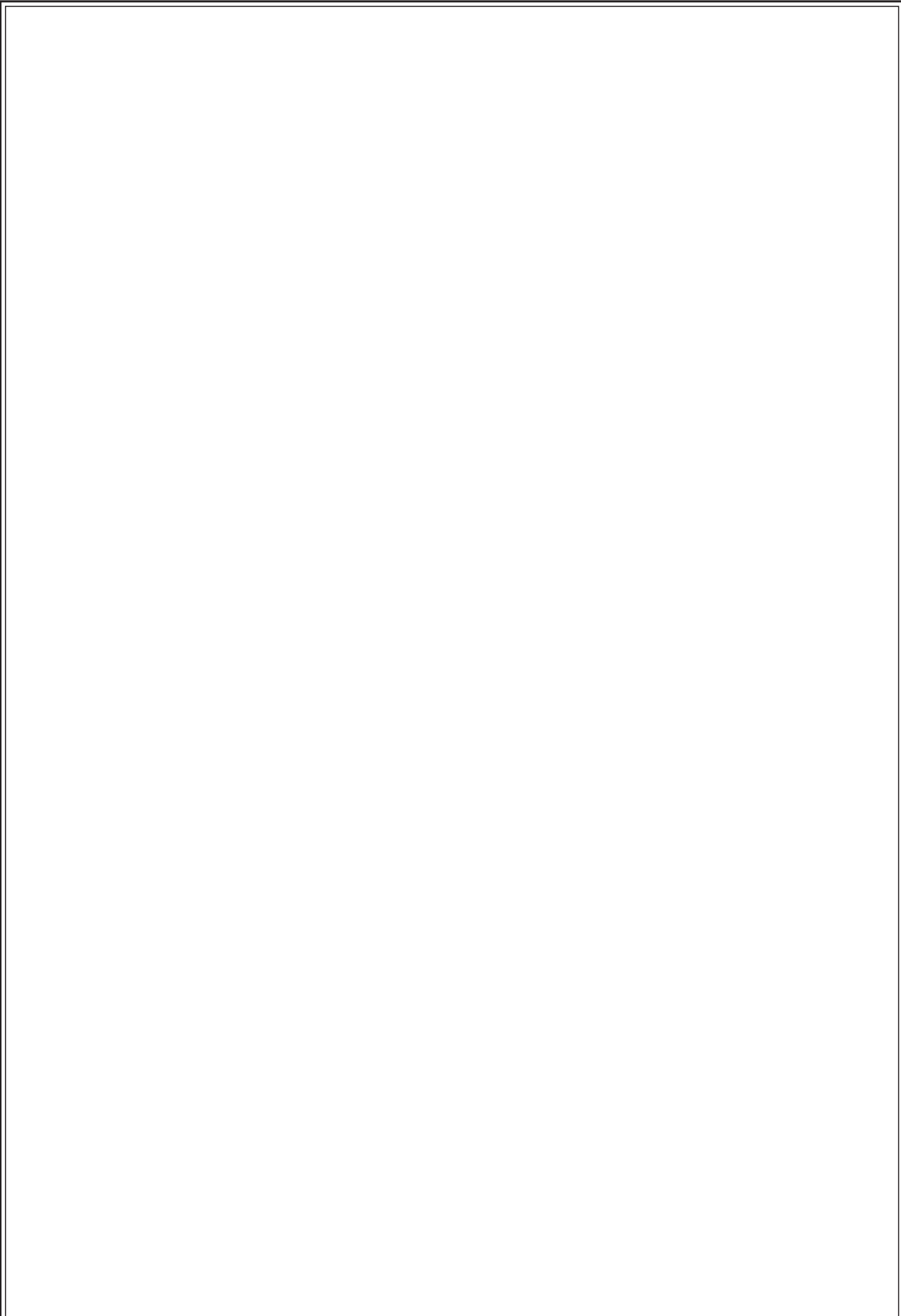
公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。



発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社